

別表六の二(二十二)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)以後に終了する連結事業年度用

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度
 理 事 年 度
 ・ ・
 ・ ・
 法人名
 ()

別表六の二(二十二) 平三十・六・六以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合には限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可			
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合					
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「14の①」の合計)	1	円	継続雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3	円
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(別表六の二(二十二)付表「14の②」又は「14の③」)の合計)	2		継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2)=0の場合は0)	4	
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	5	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	17	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(5)}{(17)}$	6				
取得価額の合計額 (別表六の二(二十二)付表「9」の合計)	7				
各 連 結 法 人 に お け る 計 算			革新的情報産業活用設備の取得をした 各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(5)の合計)	18	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(4) $\geq 3\%$ の 場 合 $(7) \times \frac{5}{100}$		「23」欄 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第2項」 ② 「区分番号」欄：「10613」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額		
	(4) $< 3\%$ の 場 合 $(7) \times \frac{3}{100}$				
	税 額 控 除 限 度 額 (8)又は(9)	10			
法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(20) \times \frac{(5)}{(18)}$	11	合 計	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(19) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$	20
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(6) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$	12		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(14)の合計)	21
	法 人 税 額 基 準 額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の②」)	22
計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (10)と(13)のうち少ない金額)	14		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (21)-(22)	23
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(22) \times \frac{(14)}{(21)}$	15			
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (14)-(15)	16			

(注) 本制度は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成30年6月6日)以後に終了する連結事業年度から対象となります。